

婦人関係資料シリーズ
国際資料第24号

婦人の政治的權利に関する條約案の紹介

労働省婦人少年局

目次

一 前文

一頁

二 第三委員会が総会に勧告した決議文

二頁

三 婦人の政治的権利に関する条約

三頁

はしがき

第一次大戦の終りから第二次大戦にかけて、婦人の政治上の権利が進んだ国々の政府によってとりあげられましたが、それがそれらの国内問題として取扱われている間は、国によつて婦人の地位に著しいちがひもあり、なか／＼解決がむづかしいことがわかりました。

それで第二次大戦後国際連合ではこれを国際的な問題として取上げ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を計り、確實な資料を提供して各国の啓蒙運動と協力とを促して来ました。

（婦人少年局出版パンフレット）

「婦人の政治上の権利」「婦人の地位のために」（参照）

一九五二年十二月二十日に、国際連合オセロ総会では、男女同権が世界的に実現されるための一措置として「婦人の政治的権利に関する条約」案を採択しましたが、その成立の経緯と条約案とを、外務省国際協力局第一課提供の資料に基き国際資料の一つとして、国際的な婦人の地位の問題に関心をもち方々のために出版いたします。

一九五三年三月

労働省 婦人少年局

一 前文

婦人の政治的権利に関する条約案は、第七回国連の総会にはじめて提出され、十二月二十日の本会議において、全体として可決されましたが、本問題の由来は、一九四六年のオセロ総会にはじまります。

同年十二月十一日の総会では左記にかゝる趣旨の決議を採択して居ります。

の総会では、男子と同一の政治的権利を与へていない国際連合加盟国に対し、国際連合憲章の目的（憲章前文は、男女の同権を、第一系は、性による差別を行わないことをいすれも規定している。）達成に必要措置を採るよう勧告する。

（四）事務総長が、すべての加盟国政府に対し、この勧告を通報するよう要請する。

又一方婦人の地位委員会（一九四六年六月の経済社会理事会の決議により設立された）は、一九四九年のバイエルン会議で「政治的分野における婦人に対する差別を除去するため、実際の措置を定めること」を審議し、前記（四）の決議の完全実現に関する計画の実施に努力することになりました。又一九五〇年五月にレーブサフセスで行われた会期には、婦人の地位委員会は、婦人の平等な政治的権利に関する条約案の作成方を事務総長に要請する決議を採択し、ついで経済社会理事会に右の事務総長案を基礎として条約案を提出するように勧告しました。

そして同年経済社会理事会は条約の原則についての問題をとりあげましたが、翌一九五一年の理事会は、事務総長が作成した条約案を拒否しました。

然し一九五二年二月四日のオセロ国際連合総会では「男女平等の原則が、世界的に完全に認められるまでには至つておらず……婦人の地位委員会は、その使命を遂行する重大な任務を負つてゐるものと認めらるゝ」と云ふ事を決議しました。（外務省国際協力第一課編「国際連合オセロ総会の経緯」ページ七〇参照）

一九五二年三月、婦人の地位委員会は「婦人の政治的権利に関する条約案」の最終案を採択し、同年五

日経社公理事会は、右条約案を衆議院のとり受諾することに決定し、又中七回総会に対して、この条約の署名と批准を国連加盟国及び総会が、他の締結国に対し開放するように勧告するとともに、事務総長に對し、この最終案に從つて必要なる正式条約案を起草するように要請する決議を採択しました。

ついで事務総長は、その要求に基づいて總会の審議のための正式條約案を作成提出しました。条約案は前文及び本文十二ヶ條よりなり、その主旨は婦人が男子と同一の条件で、投票し、選挙され、且つ公職につく権利を有することを規定し、これに各締結国が同意するといふにありま。

そこで一九五二年十月十七日の中七回の国連総会は、一般委員会の勧告に基づき、本条約案を中三委員会に付託して、審議と報告とにあたらせました。

中三委員会は、十二月十二日より十七日まで八回にわたり会合をもち、条約を審議し、總会に対して別決議案を採択することを勧告しました。

ついで中三委員会から回附された決議案及回附屬条約案は、十二月二十日の總会本會議に上程され、一部修正が行われた後、賛成四十六、反対なし、棄権十一をもちて可決されました。

なほ、事務総長の年次報告に依れば婦人の政治的権利の有無に関する國數別は左のとおりであります。

(一) 婦人が男子と同一の政治的権利を有する国 (五五、内加盟国 四十一)

(二) 婦人が一定の制限のもとに、すべての選挙に投票し得る国 (一七、内加盟国 六)

(三) 婦人が政治的権利を有していない国 (十四、内加盟国 十一)

二、第三委員会が総会に勧告した決議案

總会は、

国連連合の人民が、憲章に與應せられた原則に従い、男女同權の促進を決定していることを考慮し、婦人の政治的権利に關する國聯條約は、男女同權の世界的な運動への重要な措置となることを信じ

千九百四十六年十二月十一日の決議五六(一)を再び確認し、

附屬の條約を一九五二年十二月 日より(註)署名と批准とのため、開放するよう決定する。

(註)「現会期の終末において」と改められた。

三、婦人の政治的權利に關する條約

締約国は、

國際連合憲章に掲げる男女同權に關する原則を実施することを希望し、

何人も、直接に又は自由に選挙した代表者を通じて自國の政治に參與する權利を有し、且つ自國の公務にひとしく參加する權利を有することを承認し、又國際連合憲章及び人權に關する世界宣言の規定に従い、政治的權利の享有及び行使について男女の地位を同等とすることを希望し、

この目的のため、條約を締結することを決意したので、ここに、次に規定するところに同意する。

第一條

婦人は、すべての選挙において、男子と同等の条件で同等の差別なく投票する權利を有する。

第二條

婦人は、國法により設置されたすべての公選機關に對し、男子と同等の条件で同等の差別なく選挙される資格を有する。

第三條

婦人は、男子と同等の条件で(註)國法により設置された公職につき且つすべての公務を執行する權利を有する。

(註)「同等の差別なく」を加えることに修正された。

第四條

1. この条約は、すべての国際連合加盟国及び締会が勧誘状を送付した他のすべての国の、署名のため開放しなければならない。

2. この条約は、批准し、且つ、批准書は、国際連合事務総長に寄託しなければならない。

第五 条

1. この条約は、第四條第一項に掲げたすべての国に対し、加入の爲開放しなければならない。

2. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより効力を生ずる。

第六 条

1. この条約は、第六條目の加入書又は批准書の寄託の後、第九十日目に効力を生ずる。

2. 第六條目の加入書又は批准書の寄託の後、条約を批准し又はこれに加入する各国に対し、条約は、このように国による批准書又は加入書の寄託の後、第九十日目に効力を生ずる。

第七 条

いずれかの国が、署名、批准又は加入の時、この条約の規定のいずれかに対し留保を付する場合、事務総長は、この条約の締約国であるか又は締約国となることのあるすべての国に対しこの留保の本文を通報しなければならない。留保に反対する国は、この通報日から九十日の期間内へ又はこの国が条約の締結国となる日（に）同国が、これを受諾しないことを、事務総長に通告することが出来る。この場合条約は、この国と留保を行う国との間には、効力を生じない。

第八 条

この条約に用いる国という語は、開採国が、条約を批准し、又はこれに加入するに當り条約が自国の領域のあるものに適用しないことを定めない限り、国がこれに対し国際的責任を負う領域を含む意味に解釈しなければならない。このような規定を行う国は、その後いつても事務総長に対する通告により、条約の適用をこのような領域のいずれか又はすべてに及ぼすことができる。（註）

（註、第八條は全文削除することに決議された。）

第九 条

1. いずれの国も、国際連合事務総長に対する文書による通告をもつて、この条約から脱退することを得る。脱退は、事務総長が通告を受領した日から一年後に効力を生ずる。

2. この条約は、締約国の数を大未満に減少させる脱退が、有効となる日から効力を失う。

第十 条

この条約の解釈又は適用に関し、二国又は三国以上の締約国間に生ずることのある紛争で、商議により解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により決定のため国際司法裁判所に付託しなければならない。但し当事国が他の解決方法に同意する場合は、この限りでない。

第十一 条

国際連合事務総長は、次の事項について、国際連合のすべての加盟国及びこの条約の第四條第一項において予見された非加盟国に通告しなければならない。

(a) 第四條に従つて受領された署名及び批准書

(b) 第五條に従つて受領された加入書

(c) 第六條に従つてこの条約が効力を生ずる日

(d) 第七條に従つて受領された通報及び通告

(e) 第八條に従つて受領された通告。（註）

（註、本項削除）

(f) 第九條第一項に従つて受領された脱退通告

(g) 第九條第二項に従う廃止

第十二 条

1. 中国語、イギリス語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とするこの条約は、
国際連合の記録に野託しなければならない。
2. 国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及び第四条第一項において予見されたる非加盟国に認
証原本を傳達しなければならない。

一九五三年三月 印刷
一九五三年二月 発行

編集者 東京都千代田区大手町一七
発行人 労働省婦人少年局

印刷人 東京都文京区駒込坂下町二〇
今井正作

印刷所 東京都文京区駒込坂下町
有限会社 工文社
電話駒込(82)〇六三六